

会 長	会長代理	事務局長	係 長	主 査	係 員

### 太良町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年11月2日（火）午前9時
2. 開催場所 太良町総合福祉保健センター「しおさい館」2階
3. 出席委員 （15名）

農業委員 （7名）

会長

8番 秀島 克博

1番 澤山 直人

2番 辻 和久

3番 山口 秀行

4番 福江 晋

6番 堤 こずえ

7番 水田 武次郎

農地利用最適化推進委員 （8名）

久我 定幸

池田 信文

榊原 照博

蕪竹 敏治

中島 政秀

築 善作

内田 秀敏

永渕 久留美

欠席委員 （農業委員1名）

川崎 豊洋

（推進委員3名）

木村 覚

池田 保吉

松本 広喜

#### 4. 議事日程

議案第66号 農地法第5条の規定による許可申請審議について

議案第67号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

#### 5. 農業委員会事務局職員

事務局長 川島 安人

農地係長 杉本 久美子

主 事 石崎 志朗

#### 6. 会議の概要

発言者	内容
議長	<p>おはようございます。ただ今から第17回総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は、農業委員7名、推進委員8名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>今回の議事録署名者ですが、3番の山口委員さんと4番の福江委員さんよろしくをお願いします。</p> <p>さっそく審議に入りたいと思います。本日の提出議案は、議案第66号1件、議案第67号2件となっています。それでは議案第66号、農地法第5条の規定による許可申請審議について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。まずは議案第66号1番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>申請地の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地であると判断されます。また、その場所以外の代替地も想定できず、申請面積規模が必要最小限であること、また、土砂の流出や崩壊などの排水関係の処理に関しては特に問題は無く、農地法第5条第2項各号に該当する事項は認められません。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された堤農業委員及び中島推進委員から調査報告をお願いします。</p>
堤委員	<p>日曜日に現地を見てまいりました。代理人である〇〇行政書士さんに確認したところ、議案のとおり間違いのないとの事です。詳しくは中島推進委</p>

	員から報告をお願いします。
中島推進委員	この件は太陽光発電施設ですが、10月9日の日曜日に、地区の役員さん、区長、地区の三役さん、地区の委員さん、地権者、近隣の農地の方全てと一緒に会して確認をしております。遠方の会社で、コロナの影響の為現地には来れないという事で、その場でウェブ会議をさせて頂きたいという事で、〇〇行政書士さんを交えたところで、その場でウェブ会議をしました。現地の状況をみながら、担当の部長と画面越しに質問をしました。集落の方にも計画図面をもらっております。隣にも太陽光があるんですが、そのパネルからすると今回はパネルは間隔を結構空けて水が自然流水できるような形を取りたいと。そうすることで、なるべく水が分散するように言われておりました。工事に関しても工程が終わる毎に区長に連絡を入れて、場合によっては地区の役員さんたちに立ち会ってもらいながら進めるという事で地区として許可をしました。以上です。
議長	調査報告が終わりました。それでは1番について、ご異議ご意見ございませんか。
水田委員	隣の太陽光の土地と、今回申請の土地と比べたら傾斜角度はどちらが陰しいですか。
中島推進委員	ほぼ同じです。今回の場所は、3段の階段工です。その階段もそのままの形状で建設されるので、その関係もありパネルの間隔が広がるんだと思います。1段目に1つ、2段目に1つ、3段目に2つという作り方で合わせて4列になるという事です。図面で下の方が道で、上の方が北ですけど北に向けて3段の階段工で、その先ももう少し奥まで行って、最後は傾斜になるんですが、そこまでについても傾斜的には問題ないと判断させていただきました。
澤山委員	確認です。水はどちらの方に流れていくんですか。道路の方ですか、上の方ですか。
中島推進委員	上側です。図面で上の小屋の方が一番低くなっています。
議長	ほかにご異議ご意見ございませんか。

議長	<p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認め、議決を取ります。 議案第66号1番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>(挙手多数)</p> <p>挙手多数と確認いたしました。したがって、1番は許可相当と認め、県知事に意見を送付します。 続きまして議案第67号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化法による賃借権について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。それでは議案第67号1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、堤農業委員及び中島推進委員から調査報告をお願いします。</p>
堤委員	<p>これも、10月31日に中島推進委員と一緒に現地確認致しました。こちらについても、詳しくは中島推進委員をお願いします。</p>
中島推進委員	<p>所有者の方は貸主のお父さんになっていますが、今年亡くなられて、一応登記も済んで貸主である息子さんの名前に変わっているそうです。昨年末に病気が発覚した時点で、作れないからと自分の畑の近隣である借主の方に打診をされていました。ですが、その時点では手続きは様子を見られていて、とりあえず1年間管理を借主の方がしてみますという事で話をされていました。そうしていたら、所有者の方が亡くなられたので、どうしようかという話し合いをされて申請を出されたようです。最初は相続人であるお母さんと子供さん達全員と契約をするようにされていましたが、お母さんも亡くなられました。しかし、その間に名義が息子さんになっ</p>

	<p>たという事と、他の兄弟さんも了承済みと本人達へ確認できましたので問題ないかと思えます。次の2番についても貸主の方は同じですので、状況説明は省略させていただきます。あと、登記面積ではなく一部の契約になっているのは小屋の部分があるからで、小屋は貸主の方が使うという事で、畑の部分のみで、うち〇〇㎡の契約になっています。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。  それでは、1番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決を取ります。  議案第67号1番について、報告内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。したがって、1番は、原案どおり認められました。続きまして議案第67号2番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、堤農業委員及び中島推進委員から調査報告をお願いします。</p>
堤委員	<p>こちら中島推進委員と一緒に現地確認をいたしました。こちら詳しくは中島推進委員さんから報告をお願いします。</p>
中島推進委員	<p>状況としては1番と一緒にです。借主さんの家の周りを借主さんが作られています、道挟んで反対側の目の前が2番の畑ですので、その関係でお父さんが借主さんに頼まれていて、借主の方も今年の3月で定年退職されて、みかん作りに力を入れておられる中で、あと5反ほど増やしていいなと思っていたところに話があったので、引き受けられた状況です。今、現</p>

	<p>実には拓きなおしている自己所有の畑があり、そこで収穫できるようになったら、今回の申請地は返そうかなと考えているということで、10年の契約になっているそうです。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。 それでは2番について、ご異議ご意見ございませんか。</p>
辻委員	<p>賃借料はどのように決められたか分かりますか。</p>
中島推進委員	<p>当事者間で話されて決められているようで、固定資産税相当額という事で決めたというお話をされていました。</p>
水田委員	<p>売却については考えてないのでしょうか。</p>
中島推進委員	<p>今の時点では考えておられないようです。借主の方もそういう意向はないようです。</p>
議長	<p>それでは、ほかにご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決を取ります。 議案第67号2番について、報告内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。したがって、2番は、原案どおり認められました。 以上で、本日の議案の審議ならびに協議事項はすべて終了いたしました。 この際、その他の件について、ご発言があれば挙手をお願いいたします。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは、以上をもちまして太良町農業委員会第17</p>

	回総会を閉会いたします。 委員の皆様方には、ご審議いただきありがとうございました。おつかれ さまでした。
--	--

上記のとおり記事の顛末を記載し相違ないことを証明するために署名捺印する。

令和 3 年 11 月 2 日

会 長 秀 島 克 博

議事録署名者 山 口 秀 行

議事録署名者 福 江 晋